

## BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



宿題は「保管基準」からでしたね。それでは、さっそく見ていきましょう。

宿題Q、次のうち、屋外において容器を用いずに廃棄物を保管するときの基準である「積上げ勾配」として正しいものはどれか。

- (1) 四角錐(ピラミッド形)に積み上げるときは、最高高さは一辺の長さと同じだけ積み上げることができる。
- (2) 円錐状に積み上げるとき、円の直径が20mの場合の最高高さは5mまで積み上げることができる。
- (3) 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端を通り水平面に対し上方に約66%の勾配まで積み上げることができる。
- (4) 地盤面と廃棄物の積上げ斜面の角度が約50度まで積み上げることができる。
- (5) 横3に対して高さ2、すなわち「3:2勾配」といわれる高さまで積み上げることができる。

### 【解説】

廃棄物の保管基準について、一般廃棄物は省令第1条の6、産業廃棄物は省令第8条で、次のように規定している。(趣旨)

地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端を通り水平面に対し上方に50%の勾配を超えないこと。

これは通常「2:1勾配」といわれ、設問(2)がこれにあたる。円の中心までの距離と、その最高高さが2:1(10mと5m)となる。この勾配は角度では約26.5度となる。

正解(2)

よく、テキストでは「26.5度」と記載しているのも見かけますが、実務では現場に勾配計を持ち込んだとしても、そもそも表面が平らで無いために厳密な測定は難しいです。

そこで、解説にも書いてあるように「2:1勾配」で覚えておいた方が役立ちます。

これだと概ね歩数や壁や電柱の高さなどでも見当が付きます。

なにも、26.5度ギリギリに挑戦しなくとも、勾配も余裕を持って積み重ねていけばいいだけのことです。

### 【保管の高さ制限】

図1 廃棄物が囲いに接しない場合

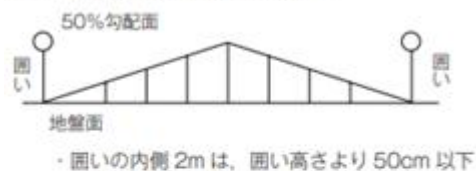
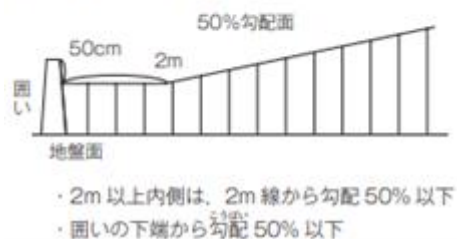


図2 廃棄物が囲いに接する場合



## ～廃棄物処理問題～

では、「囲いに負荷」、すなわち、壁に押しつけての保管の時はどうなるでしょうか？

宿題Q、下の図1、図2は、産業廃棄物を屋外で容器を用いず保管する場合を模式的に表したものであるが、いずれも保管基準に違反した状態となっている。

次のうち、図1、図2の保管基準違反について正しく述べているものはどれか。

- (1) 図1は、囲いに直接負荷がかかっていないので違反となる。
- (2) 図2は、勾配が50度を超えているので違反となる。
- (3) 図1は、勾配が50%未満なので違反となる。
- (4) 図2は、囲いに直接負荷がかかっているので違反となる。
- (5) 図2は、勾配の起点が囲いから2m離れていないので違反となる。

注1) 図中の太線内の網掛け部分が廃棄物であり、実線及び破線は基準線である。

注2) 囲いは白色のものが、荷重に対し構造耐力上安全ではないものであり、灰色のものは荷重に対し構造耐力上安全であることを示す。

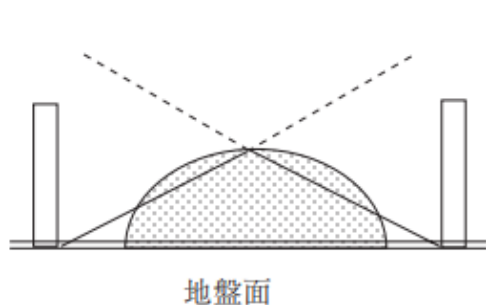


図1

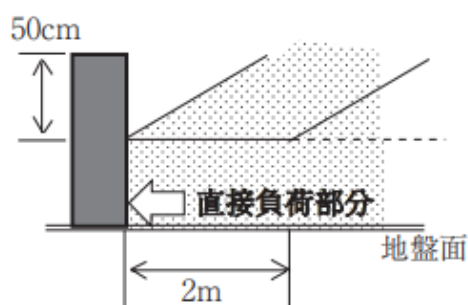


図2

### 【解説】

屋外において容器を用いず保管する場合の高さの基準は前述のとおりである。

正解 (5)

ということで、囲いが丈夫な(つまり「荷重に対し構造耐力上安全」な)塀なら押しつけて保管してもいいけど、丈夫じゃなかったら押しつけてはダメ。丈夫であっても、直ぐに積み上げてはダメで水平に2メートル、それから2対1勾配で積み上げ、というルールですね。

宿題も引き続き「保管基準」からにしてみましょう。

### 宿題Q



積替えのための保管量の上限及び処分のための保管量の上限について、次のa及びbに入る組み合わせとして正しいものはどれか。(特例として規定している場合を除く)

積替えのための保管量の上限：平均的な搬出量（1日あたり）に（a）を乗じた数量  
処分のための保管量の上限：処理能力（1日あたり）に（b）を乗じた数量

- |     | a    | b  |
|-----|------|----|
| (1) | 5    | 10 |
| (2) | 7    | 14 |
| (3) | 10   | 20 |
| (4) | 規定なし | 14 |
| (5) | 規定なし | 20 |